

## 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

### I 背景

令和6年5月21日（火）から同年5月30日（木）にかけて開催された第46回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の新設及び改正、南極史跡記念物一覧表の改正の採択が行われた。

また、令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」、「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、同年12月には個別の規制ごとに見直しに向けた「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が公表された。加えて、デジタル庁によるテクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）における技術実証として、カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証が行われた。これらを踏まえた点検の結果、南極環境構成要素の観測又は測定の方法について、デジタル技術による一定程度の代替が可能であると認められた。

第46回南極条約協議国会議における採択事項の担保及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

### II 概要

#### 1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則第1条及び別記関係）

- 第16 南極特別保護地区の区域を変更する。
- 第28 南極特別保護地区の区域を変更する。
- 第37 南極特別保護地区の区域を変更する。
- 第51 南極特別保護地区の区域を変更する。
- 第52 南極特別保護地区の区域を削除する。
- 第53 南極特別保護地区の区域を削除する。
- 第80 南極特別保護地区の区域を新たに追加する。
- 第81 南極特別保護地区の区域を新たに追加する。
- 第82 南極特別保護地区の区域を新たに追加する。

#### 2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第12条及び別表第6関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更する。

- 1) 第35 南極特別保護地区
  - ・当該地区への家きん等の持込みの禁止を追加
  - ・当該地区への除草剤等の持ち込みの禁止を削除
- 2) 第37 南極特別保護地区
  - ・当該地区への家きん等の持込みの禁止を追加

3) 第 52 南極特別保護地区 (削除)

- ・要件を全て削除する。

4) 第 53 南極特別保護地区 (削除)

- ・要件を全て削除する。

5) 第 54 南極特別保護地区

- ・当該地区上空での航空機の飛行禁止空域を追加。
- ・当該地区上空での回転翼航空機のホバリング禁止空域の追加。
- ・当該地区への家きん等の持込みの禁止を追加

6) 第 73 特別保護地区

- ・航空機が当該地区内に着陸する場合のコウテイペンギンの繁殖地及びウェッデルアザラシの集団からの着陸禁止距離について変更。
- ・当該地区への家きん等の持込みの禁止を追加

7) 第 75 特別保護地区

- ・当該地区内での徒歩移動について追加。
- ・当該地区上空での回転翼航空機のホバリング禁止空域の追加。
- ・当該地区内への除草剤等の持ち込みの禁止の追加。

8) 第 80 南極特別保護地区 (新規策定)

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める。

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。
- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 三 当該地区内では徒歩で移動すること。
- 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 五 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
- 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
- 七 原則として、当該地区内では野営しないこと。

9) 第 81 南極特別保護地区 (新規策定)

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める。

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 三 当該地区内では徒歩で移動すること。
- 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 五 船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。
- 六 当該地区の湖で泳がないこと。

- 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
- 八 当該地区内では野営しないこと。
- 九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

10) 第 82 南極特別保護地区（新規策定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める。

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。
- 二 原則として、船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。
- 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
- 四 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
- 七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 八 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内および当該地区の直上海域では廃棄物を処分しないこと。
- 十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

3. 南極史跡記念物一覧表の変更（施行規則第 8 条（別表第 4）関係）

南極史跡記念物に新たに以下一つの史跡を加える。

1) 第 96 南極史跡記念物

千九六九年に第十四回ソビエト南極探検隊がウンター湖を訪れたことを記念するプレート南極史跡記念物の以下二つの史跡の座標を更新する。

1) 第 24 南極史跡記念物

南緯八十五度十分二三. 八秒西経百六十三度三六分五. 九秒

2) 第 93 南極史跡記念物

南緯六十八度四十四分二十一秒西經五十二度十九分四十七秒

4. 南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法の変更について（施行規則第5条及び第15条（別表第1）関係）

別表第一で定める「南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法」における次の南極環境構成要素について、観測又は測定の方法を変更する。

（1）南極地域に生息又は生育する動植物

「イ 目視又は観測機器による構成種及び個体数の調査」に変更。

以 上